

「北九州市人権行政指針」の第2次改訂案について

1 北九州市人権行政指針

- 市長が、平成15年7月に「人権文化の創造を目指したまちづくりについて」を北九州市人権施策審議会に諮問。平成17年2月に審議会より市長に答申した。
- 答申を踏まえ、平成17年11月に「北九州市人権行政指針」を策定した。
- 指針は、「人権文化のまちづくり」を進めていくための理念や基本的な考え方を掲げ、本市が行うすべての施策の計画策定や事業の推進にあたっては、指針に掲げた理念や基本的な考え方を踏まえ、人権が尊重されるまちの実現に努めることとしている。
- 策定から10年を経過した平成29年10月に第1次改訂を実施した。

2 今回の改訂経緯

本市は、SDGs未来都市として、LGBTをはじめ、セクハラ・パワハラ、高齢者や児童に対する虐待など、様々な人権問題の解決に向け、積極的に施策の推進に取り組んでおり、これらの取組みの成果をタイムリーに反映させる。

3 改訂の視点

■第1編「北九州市人権行政指針」■

「理念」や「基本的な視点」、「施策の方向性」は踏襲する。

■第2編「北九州市の人権に関する取組み状況」■

国内の動向（法律）や北九州市の施策の動向（条例、計画等）について追加・修正する。

4 改訂の内容

■第1編「北九州市人権行政指針」■

- 「人権文化のまちづくり」が「SDGs」の推進に資することを追加記述する。
- 組織を横断した連携の必要性を明らかにするため、「人権問題には複数の人権課題に共通する問題が存在する」ことを追加記載する。（審議会意見対応）

■第2編「北九州市の人権に関する取組み状況」■

○ 議会質問への対応

- ・ 障害者（「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例（障害者差別解消条例）」の制定等）
- ・ LGBT（「パートナーシップ宣誓制度」の導入等）
- ・ 児童虐待（「北九州市子どもを虐待から守る条例」の制定）

○ 審議会意見への対応

「ヘイトスピーチ」「いじめ」「貧困問題」を人権課題（副題）として、項目立てする。

■第3編「資料編」■

主要な人権関係条約を追加する。

- ①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）
- ②市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）
- ③あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
- ④女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
- ⑤拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）
- ⑥児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
- ⑦強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）
- ⑧障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

5 今後の予定

令和2年	4月15日	常任委員会報告
	5月	市民意見提出手続（パブリックコメント）
	8月	常任委員会報告
	9月	「北九州市人権行政指針第2次改訂版」公表
	12月	議会報告（北九州市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例に基づくもの）